

第4回

四市複合事務組合
特別養護老人ホーム三山園
あり方検討審議会
説明資料

令和4年11月22日

1. 直営での財政シミュレーションについて

- (1) 分賦金 . . . 2
- (2) 歳入 . . . 3
- (3) 歳出 . . . 24

2. 指定管理及び民営化について

- (1) 特別養護老人ホームの運営主体 . . . 25
- (2) 補助金 . . . 27
- (3) 大規模改修費用 . . . 31
- (4) 他自治体の事例 . . . 33

1. 直営での財政シミュレーションについて (1) 分賦金

○関係市分賦金について

【令和5年度概算予算】

① 歳出	643,456千円
② 歳入	528,809千円
分賦金 (①-②)	114,647千円

※令和4年10月21日事業運営協議会にて関係市に提示した金額

※共通経費 76,968千円除く

（ 運営経費	95,755千円	）
起債償還	18,892千円	）

※運営経費には、施設等整備基金積立分16,000千円含む。

運営経費については、令和3年度より請求している。

1. 新規加算の取得について

(1) 介護職員処遇改善加算

①介護職員処遇改善加算 (I・II・III)

介護職員の賃金改善、キャリアアップのための賃金制度の整備及び資質向上や労働環境の整備等に対する加算である。

【主な取得条件】

- ・ 処遇改善加算額 \leq 介護職員の賃金改善額 とする
- ・ 職位・職責・職務内容に応じた賃金体系の整備・研修の実施などキャリアパスや環境の要件が整っている

引用：厚生労働省老健局長 老発0621第1号令和4年6月21日「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より作成

②介護職員特定処遇改善加算 (I・II)

令和元年10月から導入された経験・技能のある介護職員に対する賃金改善を重点化しつつ、他の職種の処遇改善も行うことができる加算である。

【主な取得条件】

- ・ 介護職員処遇改善加算 (I) ~ (III) のいずれかを算定している。
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し複数の取り組みを行っている。
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている。

引用：厚生労働省老健局長 老発0621第1号令和4年6月21日「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より作成

③取得状況

【事業毎の取得率】

	処遇改善加算	特定加算
長期	99.4%	91.9%
短期	99.2%	91.9%
認知症デイ	97.0%	90.3%

※令和4年4月実績

※回答数：長期 1,806施設、短期 1,266施設、
認知症デイ 134施設

【長期入所施設における取得率】

処遇改善加算	特定加算	取得率
(Ⅰ)	(Ⅰ)	79.0%
	(Ⅱ)	8.6%
	なし	5.3%
(Ⅱ)	(Ⅰ)(Ⅱ)なし	4.9%
(Ⅲ)	(Ⅰ)(Ⅱ)なし	1.6%
なし	なし	0.6%

※令和4年4月実績

※回答数：1,806施設

1. 直営での財政シミュレーションについて (2) 歳入

④概算増収額

	令和3年度 実績単位数	処遇改善 加算 I	特定加算 I	1 単位 単価 (円)	金額 (千円)
長期	29,568,263	8.3%	2.7%	10.54	34,281
短期	5,301,183			10.66	6,216
特養計	34,869,446				40,497
通所	2,514,590	10.4%	3.1%	10.66	3,619
合計	37,384,036				44,116

※処遇改善加算 I、特定加算 I 及び 1 単位単価は、介護報酬における加算率及び単価

(計算例)

長期 : 29,568,263 単位 × (8.3% + 2.7%) × 10.54 円 = 34,281 千円

⑤介護職員処遇改善加算取得における課題

- ・取得条件が「処遇改善加算額 ≤ 介護職員の賃金改善額」であるため、原則としては経営改善には繋がらない。
- ・加算の取得には前年度の給与水準を基準とし、加算額以上の給与を介護職員に支給する必要がある。経営改善のためには一時的に給与水準を落とし、加算を取得する必要があるため職員の理解が必要不可欠である。
- ・最上位の加算を取得するためには、1年間職員の給与を大幅に削減する必要がある。常勤介護職員のみを削減すると仮定すると、年間1名あたり1,298千円の削減が必要となる。

(2) 科学的介護推進体制加算 (LIFE加算)

令和3年度介護報酬改定において新たに創設された、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供及びPDCAサイクル・ケアの質の向上を図る取り組みの推進を目的とした加算である。

【主な取得条件】

各加算の算定基準を満たした上、LIFE（科学的介護情報システム）を用いて、厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用を行う。

引用：厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡令和3年2月19日「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について」

1. 直営での財政シミュレーションについて (2) 歳入

①取得状況

【特養】

加算名		単位数	R4.4
1	科学的介護推進体制加算	50/月	62.0%
2	個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	28.5%
3	ADL維持等加算	60/月	21.6%
4	褥瘡マネジメント加算	13/月	33.0%
5	排せつ支援加算	30/月	20.2%
6	自立支援促進加算	300/月	10.6%
7	栄養マネジメント強化加算	11/日	37.0%
8	口腔衛生管理加算Ⅱ	110/月	16.6%

※回答数：1,806施設

※複数の段階を有する加算については、最上位加算の単位数を掲載

【通所】

加算名		単位数	R4.4
1	科学的介護推進体制加算	40/月	63.4%
2	個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	18.7%
3	ADL維持等加算	60/月	20.2%
4	栄養アセスメント加算	50/月	10.4%
5	口腔機能向上加算Ⅱ	160/回	5.9%

※回答数：134施設

引用：公益社団法人全国老人福祉施設協議会「令和4年4月 加算算定状況等調査 結果の概要」より作成

②科学的介護推進体制加算（LIFE加算）取得における課題

- 定期的にLIFEへの利用者情報の報告が必要であり、事務作業が増加する。
- 報告に要するデータを作成するために、利用者情報の電子化等ICTの導入などが必要となる。
- 全単位数の約半分を占めている自立支援促進加算（取得率10%）については、医師が入所者毎に医学的評価を行い、支援計画の策定等に参加する必要があるなど、医療との協力体制が必須である。
- 医療との協力体制を図るため、支出の増加が見込まれる。

③収支

収入：6,435千円

※長期95名、通所20名（実人数）の条件下において、現在の人員配置で
取得可能なすべての加算を算定した場合

支出：タブレットのリース等 374千円

協力病院委託料増額 3,742千円 計 4,116千円

※現在の週3回の回診を週5回とし、委託料5/3倍で積算

収 支	<u>2,319千円</u>
-----	----------------

2. 手数料等の導入について

介護保険法に基づく省令（※）では、施設が介護保険の給付対象となる利用料のほかに利用者から支払いを受けてよい費用について、下記のように定められている。

- ・ 食事の提供に要する費用
- ・ 入所者が選定する特別な食事の提供費用
- ・ 居住に要する費用
- ・ 入所者が選定する特別な居室の提供費用
- ・ 理美容代
- ・ 上記のほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

前ページ下線部における具体的な範囲については、下記のように通知（※）により定められている。

- ・ 入所者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ・ 入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ・ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）
- ・ 預り金の出納管理に係る費用

引用：※平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

船橋市高齢者福祉課 平成24年12月「介護保険施設における「日常生活に要する費用の取扱いについて」」より作成

その他に個人の嗜好に基づくもので、サービス提供とは関係のない費用について徴収することが可能とされている。

(例)

- ・ 個人の嗜好品、贅沢品
- ・ 個人専用の家電製品の電気代（施設の家電製品のリース代）
- ・ 利用者個人の趣味活動等に施設が提供する材料費 等

(1) 概算増収額

- ・ 食事の提供に要する費用の増額 (1,445円⇒1,600円)

長期：155円×40名×365日＝2,263,000円

短期：155円×10名×365日＝565,750円

- ・ 預り金の出納管理に係る費用

長期：1,000円×95名×12月＝1,140,000円

- ・ 個人専用の家電製品の電気代 (施設の家電製品のリース代)

長期：50円×95名×365日＝1,733,750円

短期：50円×15名×365日＝273,750円

計 5,976千円

※単価については他施設の例を参考に高額にならないように設定

(2) 導入における課題

- 利用者負担額が増額となる。
- 家族等の同意、契約が必要となる。
- 追加費用となるため同意が得られない場合等も想定される。
- 同意が得られない場合などは入所している利用者と新規利用者について、取扱いを変えるなどの検討が必要となる。
- 手数料については、地方自治法第228条に基づき条例で定める必要があり、理解を得られるような算定根拠を示す必要がある。

3. デイサービス事業の指定変更について

認知症対応型通所介護 (定員: 12名)

要介護度 2	874 (単位/日)	個別機能訓練加算 I	27 (単位/日)
入浴介助加算 I	40 (単位/日)	サービス提供体制加算 II	18 (単位/日)
			1単位: 10.66円



通所介護 (利用者: 30名)

要介護度 2	686 (単位/日)	個別機能訓練加算 I イ	56 (単位/日)
入浴介助加算 I	40 (単位/日)	サービス提供体制加算 II	18 (単位/日)
口腔機能向上加算 I	150 (単位/月2回)	1単位: 10.54円	
の条件下で積算			

(1) 利用者への影響

①利用料金（月10日利用の場合）

負担割合1割 15,823円 ⇒ 14,349円

②検討事項

現在の利用者は、通常通所介護での受入れが困難な認知症が比較的重い方であるが、通常通所介護への指定変更に伴い、要介護認定者だけでなく、要支援認定の利用者を含めて受入れを行うことで自立した利用者が増加することが想定される。

利用者1名あたりの職員数が少なくなるため、職員を大幅に増員しない限り、現在の利用者を含めた認知症の重い方の受入れが難しくなる。

(2) 収入

1日30名・243日/年で積算すると 66,690千円

$$\left(\begin{array}{l} 5,940,000 \text{ 単位} \times 10.54 = 62,607,600 \text{ 円} \\ \text{昼食} : 560 \text{ 円} \times 30 \text{ 名} \times 243 \text{ 日} = 4,082,400 \text{ 円} \end{array} \right)$$

令和5年度概算予算 28,199千円

※令和4年10月21日事業運営協議会にて関係市に提示した金額

差引 (増収)	<u>38,491千円</u>
----------------	------------------------

(3) 支出

①人件費		<u>14,921,600円</u>
〔	看護員：2名 1日4時間・週3日	2,121,600円
	介護員：4名 1日7.75時間・週4日	12,800,000円
〕		

②賄材料費

$$220円 \times 19.5名 \times 243日 = \underline{1,042,470円}$$

③調理業務委託料増額

$$238円 \times 19.5名 \times 243日 = \underline{1,127,763円}$$

支出増額 計	<u>17,092千円</u>
--------	-----------------

1. 直営での財政シミュレーションについて (2) 歳入

(4) 収支

収入増	38,491千円
支出増	17,092千円

差 引	21,399千円
------------	-----------------

※増額要素

1. 光熱水費
2. 燃料費（ガソリン代）

※初期投資

- フロアの改修
（食堂・機能訓練室・浴室）

4. 増収見込額合計

①新規加算の取得	46,435千円
②手数料等の導入	5,976千円
③デイサービス事業の指定変更	21,399千円

合計	73,810千円
-----------	-----------------

令和5年度分賦金概算予算 114,647千円 (共通経費除く)

増収見込額 73,810千円

必要削減額 **40,837千円**

1. 直営での財政シミュレーションについて (2) 歳入

5. 増収後の分賦金推計について

(単位：千円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
運営経費	0	0	56,090	33,242	79,755	66,811	66,452	67,137	68,866	68,510	69,199	70,932
起債償還	74,274	74,338	54,028	38,230	18,892	4,443	4,421	3,155	0	0	0	0
施設整備	16,000	16,000	0	0	16,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
三山園分計 A	90,274	90,338	110,118	71,472	114,647	101,254	100,873	100,292	98,866	98,510	99,199	100,932
共通経費	71,561	77,958	71,811	64,212	76,968	76,968	76,968	76,968	76,968	76,968	76,968	76,968
増収前分賦金合計	161,835	168,296	181,929	135,684	191,615	178,222	177,841	177,260	175,834	175,478	176,167	177,900
増収見込額 B	73,810	73,810	73,810	73,810	73,810	73,810	73,810	73,810	73,810	73,810	73,810	73,810
A - B	16,464	16,528	36,308	△ 2,338	40,837	27,444	27,063	26,482	25,056	24,700	25,389	27,122
増収後分賦金合計	88,025	94,486	108,119	61,874	117,805	104,412	104,031	103,450	102,024	101,668	102,357	104,090

※大規模改修費用（約6億円）については、令和6年度から毎年3,000万円を計上。

1. 直営での財政シミュレーションについて (3) 歳出

○歳出の削減について

令和5年度分賦金概算予算	114,647千円 (共通経費除く)
増収見込額	73,810千円

必要削減額	40,837千円
--------------	-----------------

令和5年度概算歳出予算	643,456千円
-------------	-----------

歳出を約6.3%削減する必要がある。

2. 指定管理及び民営化について (1) 特別養護老人ホームの運営主体

1. 指定管理者制度について

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年に設けられた制度（※）

【平成15年当時の状況】

千葉県内の公立特別養護老人ホームのうち6施設が業務委託で運営
⇒全ての施設が平成18年度までに指定管理者制度へ移行

指定管理移行後 3施設 ⇒ 民営化（1施設民営化後廃止）

3施設 ⇒ 現在も指定管理者制度

平成19年度以降、特別養護老人ホームで指定管理者制度の導入事例はない

2. 設置主体について

老人福祉法第15条に基づき、特養を設置することができるのは、「市町村」「地方独立行政法人」「社会福祉法人」に限られる。

千葉県：514施設（令和4年11月1日現在）※

- ・市町村（三山園含む） 5施設（指定管理3・直営2）
- ・地方独立行政法人 1施設（直営1）
- ・社会福祉法人 508施設

千葉県内にある特別養護老人ホームのうち約98.8%は「社会福祉法人」が運営している。

○補助金の返還条件について

1. 返還が不要となる場合

(1) 条件

- ①当該事業にかかる社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分
 - ・ 経過年数10年以上の無償譲渡、無償貸付、転用、交換、取壊し、廃棄（以下「無償譲渡等」という。）
 - ・ 合併市町村基本計画に基づく経過年数10年未満の無償譲渡等
- ②災害、火災又は立地上、構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

引用：厚生労働省社会・援護局長 第六次改正社援発0405第1号令和3年4月5日「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について 別添1（厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準）」より作成

- ③経過年数10年未満の財産処分であって、次に掲げるもの
- ・市町村合併、地域再生等の施策に伴う無償譲渡等で厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの
 - ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付
 - ・道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等
 - ・老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

引用：厚生労働省社会・援護局長 第六次改正社援発0405第1号令和3年4月5日「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について 別添1（厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準）」より作成

【社会資源が当該地域において充足しているとの判断とは】

過去の事例によると、特別養護老人ホームの事業譲渡後に同事業を継続する場合は、「社会資源が減らない」ことから、当該市町村において待機者がいたとしても、民間事業者が多く参入していることから「行政として充足していると判断した」とし、返還不要としている。

(2) 手続き

報告によるみなし承認（包括的承認制：(1) ①、②の場合）

⇒既定の報告様式の提出により、包括承認事項として厚生労働大臣が財産処分を承認したものとして認められる。

その後、事業譲渡を受けた法人が債務を負うことはない。

2. 返還が必要となる場合

(1) 条件

1. 返還が不要となる場合 (1) 条件以外の場合

- ・ 有償譲渡又は有償貸付
- ・ 経過年数10年未満の無償譲渡等

(2) 返還額

譲渡額 × (国県補助金 : 982,247千円 / 総事業費 : 2,193,422千円)

ただし、以下の額を上限額とする。

国県補助金 × (残存年数 / 処分制限年数)

三山園の場合 : 982,247千円 × (30年 / 50年) = 589,348千円

譲渡額約13.2億円で返還上限額 (589,348千円) に達する。

※平成13~15年度に補助金を受けており、残存年数30年で積算

引用 : 厚生労働省社会・援護局長 第六次改正社援発0405第1号令和3年4月5日「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について 別添1 (厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準)」より作成

1. 今後の大規模改修について

三山園は平成16年の建替え後、約20年が経過しており、下記のとおり今後、大規模改修が必要となる。

①建築設備（屋上防水、外壁タイル等）	151,300千円
②内装（昇降機、壁紙等）	15,700千円
③電気設備（受変電、自家発電等）	143,800千円
④給排水設備（受水槽、温水ボイラー等）	14,100千円
⑤空調設備（冷温水機、エアコン等）	273,400千円

計 598,300千円

※物価高騰前の見積りによるものであるため、大幅に増加する可能性がある。

2. 費用負担について

(1) 直営及び指定管理者制度

大規模改修費用については、起債で対応することとなり、償還費用については、関係市から分賦金をいただくこととなる。

また、起債を借りた後に民営化をした場合は、今後支払う利子を含めて一括償還をする必要がある。

(2) 民営化

他自治体の事例を調査したところ、土地の無償貸付や建物の無償譲渡と引き換えに移譲先の法人で負担している事例が見受けられた。

1. 直営から指定管理者制度の事例

(1) 施設修繕について

- A : 指定管理先の法人での既存施設の建て替えを含めた指定管理であり、その建て替えに要する費用は自治体が負担している。
- B : 移行時に施設修繕は行っていないが、50万円以上の修繕については自治体が負担している。

(2) 業務の引継ぎについて

A : 1年間かけて引継ぎを行っており、年度当初に職員半数を人事異動し、その異動人員分を任期付きで採用した。

その翌年度当初に残り半数の職員を人事異動、任期付きで採用した職員を移行先の法人で雇用している。

B : 移行半年前より指定管理先法人の職員6名程度配置している。

(3) 指定管理料について

A : 年額 27,500千円

B : 年額 12,000千円

2. 直営から民営化の事例

(1) 施設修繕について

A : 民営化にあたって施設修繕は行っていないものの、
過去10年以内に屋上防水、外壁の修繕を行っている。

B : 行ってない。

C : 過去10年以内に屋上防水、空調設備の修繕を行っている。
築年数が古く譲渡時の修繕については、譲渡先法人と協議中。

(2) 業務の引継ぎについて

民営化3月～半年前より譲渡先法人の職員を配置している。